

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人十和田湖会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、理事会、評議員会へ出席したときに次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 理事、監事、評議員

出席1回につき 5,000円

2 理事会及び評議員会以外の法人業務に携わった場合には、以下のとおりとする。

(1) 理事、監事、評議員

出席1回につき 5,000円

(費用)

第4条 役員等が理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費や出張する際の旅費については、別に定める旅費規定に基づいて支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、その用途を明記した領収証等をもって実費を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。